



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

281	令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(管財課).....	1
282	令和3年度特定計量器定期検査	(商工観光労働総務課).....	4
283	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施	(畜産課).....	7
284	家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施	( " ).....	8
285	令和元年和歌山県告示第509号（家畜人工授精等手数料）の一部改正	( " ).....	9
286	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	9
287	〃	( " ).....	10
288	〃	( " ).....	10
289	保安林の指定	( " ).....	10
290	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	10
291	〃	( " ).....	11
292	道路の区域決定	(道路保全課).....	11
293	自転車歩行者専用道路の指定	( " ).....	12
294	道路の供用開始	( " ).....	12

### ○ 公告

	入札公告	(管財課).....	12
	〃	( " ).....	15

## 告 示

### 和歌山県告示第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

##### (1) 調達の名称及び数量

- ア 令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達  
予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,827,706kWh
- イ 令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達  
予定契約電力 700kW 令和3年7月から令和4年1月まで  
900kW 令和4年2月から令和4年6月まで

予定調達電力量 3,056,596kWh

(2) 契約期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間（令和3年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和2年2月10日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びセの書類については代表者が、イからケまで並びにシ及びスの書類については構成員ごとに、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

カ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

コ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

サ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからエまで及びサ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からセ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和3年3月19日（金）から同年4月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年3月19日（金）から同月26日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和3年4月2日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年3月26日（金）から同年4月6日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

なお、3の（5）の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和3年4月19日（月）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和3年4月27日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和3年5月11日（火）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第282号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和3年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
高野町	高野町役場富貴支所	令和3年4月27日
	高野町民体育館	〃
かつらぎ町	かつらぎ町役場花園支所	令和3年5月12日
	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	〃
	大谷公民館	令和3年5月13日
	かつらぎ体育センター	〃
	紀北川上農業協同組合見好西総合選果場	令和3年5月14日

	笠田ふるさと交流館	〃
橋本市	学文路地区公民館	令和3年5月18日
	隅田地区公民館	〃
	紀見北地区公民館	令和3年5月19日
	高野口地区公民館	令和3年5月20日
	橋本市保健福祉センター	令和3年5月21日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所	令和3年5月26日
	紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
	由良町役場	令和3年5月27日
九度山町	九度山町役場	令和3年6月2日
日高町	比井小学校	令和3年6月3日
	紀州農業協同組合アグリセンターひだか選果・集荷場	〃
美浜町	美浜町役場	令和3年6月4日
御坊市	紀州農業協同組合がいなポート	令和3年6月16日
	塩屋公民館	〃
	紀州農業協同組合野口事業所	〃
	藤田会館	令和3年6月17日
	財部会館	〃
	御坊市立体育館	令和3年6月18日
印南町	紀州農業協同組合稲原出張所	令和3年6月23日
	紀州農業協同組合真妻事業所	〃
	紀州農業協同組合切目川出張所	〃
	紀州農業協同組合切目集荷場	令和3年6月24日
	印南町公民館	〃
日高川町	紀州農業協同組合寒川事業所	令和3年6月29日
	日高川町役場美山支所	〃
	旧早蘇営業所	令和3年6月30日
	日高川交流センター	〃
	山野小学校	令和3年7月2日
	紀州農業協同組合農産物と佐加工施設	〃
	日高川町保健センター	〃
みなべ町	みなべ町役場	令和3年8月3日

	南部公民館岩代分館	令和3年8月4日
	みなべ町中央公民館	〃
	清川公民館	令和3年8月6日
	高城公民館	〃
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	令和3年9月14日
	〃	令和3年9月15日
すさみ町	江住公民館	令和3年9月17日
	すさみ町総合センター	〃
白浜町	旧白浜漁協椿支所	令和3年9月28日
	白浜町役場安居出張所	〃
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	日置川拠点公民館	令和3年9月29日
	白浜町役場富田事務所	〃
	白浜中央公民館	令和3年9月30日
田辺市	白寿荘	令和3年10月5日
	湯ノ又集会所	〃
	龍神行政局	〃
	大塔総合文化会館	令和3年10月6日
	三川集会所	〃
	富里連絡所	〃
	近野林業会館	令和3年10月7日
	中辺路行政局	〃
	上芳養農村環境改善センター	令和3年10月13日
	中芳養公民館	〃
	JA紀南稲成会議室	〃
	秋津川公民館	令和3年10月14日
	上秋津農村環境改善センター	〃
	秋津地区多目的研修センター	〃
	東原多目的集会所	令和3年10月15日
	三栖コミュニティセンター	〃
	万呂コミュニティセンター	〃
	新庄公民館	令和3年10月18日

	田辺市役所第2別館	〃
	〃	令和3年10月19日
	〃	令和3年10月20日

### 3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和3年4月27日から令和4年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

### 和歌山県告示第283号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 腐そ病の発生予防のため
- (6) アカバネ病の発生予察のため
- (7) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (8) チュウザン病の発生予察のため

#### 2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 腐そ病検査 県内全域
- (6) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

#### 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 腐そ病検査 蜜蜂

- (6) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (7) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

#### 4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 腐そ病検査 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (6) アカバネ病検査 原則として令和3年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) アイノウイルス感染症検査 原則として令和3年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) チュウザン病検査 原則として令和3年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

#### 5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (6) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

### 和歌山県告示第284号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚熱の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭その発生予防のため

#### 2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域

- (6) 豚熱予防注射 県内全域
  - (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
  - (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
  - (9) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
  - (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛
  - (3) アカバネ病予防注射 牛
  - (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
  - (5) チュウザン病予防注射 牛
  - (6) 豚熱予防注射 豚
  - (7) 豚丹毒予防注射 豚
  - (8) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
  - (9) 炭そ予防注射 牛
- 4 実施の期日
- 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 注射の方法
- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
  - (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛ウイルス性下痢等予防液を筋肉内に注射する。
  - (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
  - (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
  - (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
  - (6) 豚熱予防注射 豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。
  - (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
  - (8) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
    - ア 経産豚 1回
    - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
  - (9) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無<sup>きょう</sup>莢膜弱毒株）を皮下注射する。

#### 和歌山県告示第285号

令和元年和歌山県告示第509号（家畜人工授精等手数料）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項第3号中「6,290円」を「7,910円」に改める。

#### 和歌山県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字大引字西ノ谷946の3、947の6、947の7
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字大引字西ノ谷947の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市龍神村福井字手谷2332の33から2332の35まで、2332の37から2332の39まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## 和歌山県告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字宮ノ前字大野田山873から880まで、881の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日高郡印南町大字宮ノ前字大野田山873・877（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、878、881の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町段字下嶋637番4地先から同市桃山町段字北嶋362番1地先まで	新	4.05 ） 9.85	478.10	

## 和歌山県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町段字下嶋637番4地先から同市桃山町段字北嶋362番1地先まで	4.05 ） 9.85	478.10	

- 4 指定する期日 令和3年3月19日

## 和歌山県告示第294号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 紀の川市桃山町段字下嶋637番4地先から同市桃山町段字北嶋362番1地先まで

供用開始の期日 令和3年3月19日

## 公 告

## 入 札 公 告

令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達の名称、場所及び数量

令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達

和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館） 和歌山市小松原通一丁目1番地

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,827,706kWh

## (2) 仕様等

仕様書による。

## (3) 契約期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間（令和3年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第281号に規定する令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

## (2) 期間

令和3年3月19日（金）から同年4月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

## (2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年3月19日（金）から同月26日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和3年4月2日（金）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

## 5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

## イ 入札日時

令和3年5月14日（金）午前10時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年5月13日（木）午後4時まで和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

## 11 契約書の要否

要

## 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 1,827,706kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Honkan)

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 14 May 2021 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 13 May 2021)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

---

**入札公告**

令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達

和歌山県庁舎（南別館） 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

予定契約電力 700kW 令和3年7月から令和4年1月まで

900kW 令和4年2月から令和4年6月まで

予定調達電力量 3,056,596kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間（令和3年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第281号に規定する令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

令和3年3月19日（金）から同年4月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年3月19日（金）から同月26日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和3年4月2日（金）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

令和3年5月14日（金）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年5月13日（木）午後4時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

## 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 3,056,596kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Minami-bekkan)

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 14 May 2021 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 13 May 2021)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural  
Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248